

発議案第4号

秘密保護法の撤廃を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	皆川知子	㊟
	同	堀口明子	㊟
	同	原弘志	㊟

提案理由

国民を戦争に引き込むだけでなく、国民の知る権利が奪われ、著しいプライバシー侵害が行われることから、国に対し秘密保護法の撤廃を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

秘密保護法の撤廃を求める意見書

昨年末、国民の5割が反対し、8割が慎重審議を求めている声を押し切り、成立させた秘密保護法に対し、反対・廃止を求める声は公布後も広がり続けている。

秘密保護法は、外交、防衛、テロ活動の防止、スパイ行為の防止など広範な行政情報を、各行政機関の長の判断で特定秘密に指定し、情報を漏らした公務員も、情報を手に入れようとした国民も厳罰に処するものである。強行採決直前に、国民の批判をかわそうと、有識者による「情報保全諮問会議」や、官僚による「保全監視委員会」の設置を打ち出したが、何の歯どめにもならないことを、多くの識者が指摘しているところである。

秘密保護法で特定秘密に指定されると、国民の目、耳、口がふさがれ、国民の知る権利が奪われるだけでなく、秘密を扱う公務員や民間の出入業者は適性評価で、飲酒癖から病歴、借入金、家族関係、友人など洗いざらい調査され、著しいプライバシー侵害が行われることになる。

しかも安倍政権は、「国家安全保障会議」（日本版NSC）を設置し、首相官邸の国家安全保障局を立ち上げ、「戦争する国」への体制整備まで行っている。

これは明らかに、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を保障した憲法の基本理念を根こそぎじゅうりんする希代の悪法であり、国民は決して受け入れるものではない。

よって、本市議会は国に対し、国民を戦争に引き込む戦時立法である秘密保護法を撤廃するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法案担当）様